

2021年3月29日

各 位

会 社 名 株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
 代表者名 代表取締役社長 白 岩 直 人
 (東証・コード：7172)
 問合せ先 取締役管理本部長 杉 本 健
 (TEL. 03-6804-6805)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の消滅に関するお知らせ

当社は、2018年3月15日および3月29日の取締役会決議に基づき当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して発行した業績達成条件付の新株予約権について、その新株予約権の全てが消滅することになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 消滅の対象となる新株予約権の内容

第3回新株予約権の概要

(1) 取締役会決議日	2018年3月15日
(2) 割当先	当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員
(3) 新株予約権の権利行使期間	2019年4月1日から2025年3月31日まで
(4) 新株予約権の権利行使価格	2,300円
(5) 発行した新株予約権の個数	3,047個（目的となる株式数：304,700株）
(6) 消滅する新株予約権の個数	3,047個
(7) 消滅後の新株予約権の個数	0個（目的となる株式数：0株）

2. 新株予約権の消滅理由

本新株予約権につきましては、以下に記載の＜新株予約権の行使の条件＞（1）を満たさないこととなりましたため、本新株予約権の全てが消滅するものであります。

＜新株予約権の行使の条件＞

- (1) 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）において、2018年12月期から2020年12月期の3事業年度におけるいずれかの期の営業利益が100億円を超過している場合に、新株予約権を行使することができる。なお、適用する会計基準の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

3. 新株予約権の消滅日

2021年3月29日

4. 特別利益の内容

本新株予約権の消滅により、2021年12月期第1四半期において新株予約権戻入益6百万円を特別利益に計上いたします。

5. 業績に与える影響

当該新株予約権の消滅による業績への影響は軽微です。

本件に関する問合せ先

広報・IR室

TEL：03-6550-9307

以 上